

老人クラブ保険ご加入クラブ 会長・保険担当者 様

全国老人クラブ連合会・保険係

このお知らせは、「ご加入に関する重要なお知らせ」です。すでに「老人クラブ傷害保険」にご加入で 2020年4月～2020年9月に満期を迎えるクラブ にお送りしています。新保険加入手続き・お問い合わせの前に必ずお読みください。

詳しくは2～3ページに記載

●新傷害保険から加入手続きが変わります（3つの変更）

2019年10月から新傷害保険の改定に伴い、次の変更があります。

- 変更1：新保険から加入月は「4月または10月」のどちらかを選択ください
- 変更2：最低申込保険料(1申込みにつき掛金の総額が3,000円以上)が設定されます
- 変更3：払込手数料は申込クラブ側の負担となります

●新タイプの保険が加わります

○24時間型：8,000円タイプ・12,000円タイプを新設

- ① 個人賠償責任補償：自転車事故等による賠償補償（加入者のほか同居の親族を含む）
※ただし、自動車事故は補償対象外です。
- ② 地震・噴火・津波危険補償：地震災害によるケガ・死亡等を補償（加入者のみ）
- ③ 熱中症危険補償：熱中症による入通院等を補償（加入者のみ）
（※③熱中症危険補償は12,000円タイプのみでの補償です。）

●次の加入条件をお守りください（法令順守から加入条件が厳しくなりました）

- ①所属の連合会に届出している「正式な単位クラブ名」での申込みが必要です。
- ②愛称・略称・サークル・部会及び地区・校区・連合会等の名称では加入できません。
※クラブ横断的なグループの場合は、所属する各単位クラブからの申し込みとなります。
- ③上記②に該当する場合は、「正式な単位クラブ名」への変更をお願いします。
- ④連合会に所属していないクラブ、解散・退会・休会等のクラブは加入できません。

●書類の再発行・再送付には費用が発生します

書類紛失等による再発行・再送付請求の場合、送料は請求者の負担となります。

（【お願い】保険期間満了時まで関係書類は大切に保管してください。）

【対象となる書類】

- ・加入者名簿（保険担当者保管用の紛失）
- ・おぼえがきメモ（台紙のみ一印字再発行はいたしません）
- ・ケガ（傷害事故）の届出用紙
- ・その他、請求者側の特別な事情による場合は別途費用負担が必要となります。

【再送付の場合】送付先を記載し、切手を貼った返信用封筒をお送りください。

1. 新傷害保険の加入手続の変更について

変更1：新保険から加入月は「4月または10月」のどちらかを選択ください

注1：これまでの毎月（希望月）加入保険は2019年8月末日をもって受付を終了いたしました。

注2：新保険の補償期間はこれまで同様、加入月（4月または10月）から1年間です。

■新保険加入に際しては、次の①～③によりご検討ください

①満期日：現在加入されている傷害保険の満期日はいつですか？—ご確認ください。

注：現在加入されている保険は、新保険加入の有無にかかわらず満期日まで補償されます。

②検討事項：新保険に加入される際は、下記ア・イのどちらかを選択してください。

ア. 満期日前（4月満期を含む）の4月加入希望の場合

・「現在加入の保険」と「新保険」の補償期間が重複する場合は両保険から補償されます。

イ. 満期日を過ぎた10月加入希望の場合

- ・**重要** 加入申込書「ご記入欄①」の空欄に「2020年10月加入」と手書きしてください。
- ・保険が空白になる期間は、補償はありませんのでご注意ください。

以上、詳しくは4ページ別表「保険の重複期間早見表」を参照ください。

③新保険の申込期間

現在加入の保険満期日	新保険 2020年の加入月		申込期間（締め切り厳守）	
2020年4月1日～9月1日 に満期を迎える方	どちらかの 加入月を選択	4月加入（推奨）	1月1日～3月15日まで	下記注意 を参照！
		10月加入	7月1日～9月15日まで	

※ご注意：

- ①申込期間を過ぎての受付はできません。（締切日が土日祝日と重なっている場合は締切日前にお手続きください。）
- ②申込期間内でも「申込書類の不備」のため受付できない場合があります。締め切り前に余裕をもって手続きしてください。申込期間内の「正しい手続きと掛金入金」が契約の条件となります。

④複数月に分散している加入者の取りまとめのお願い

各クラブの保険担当者の負担軽減の観点から、同一クラブ内で加入者が複数月に分散している場合、この機会に4月もしくは10月にまとめることをお願いいたします。

※今回の加入月改定及び複数月まとめによって生じる二重加入（新旧の保険加入）は特例として認められています。また二重加入（新旧の保険加入）での事故の際は両方の保険から補償されます。

変更2：最低申込保険料（掛金総額 3,000 円以上）が設定されます

■1回の申込みにつき、掛金の総額が 3,000 円以上になるよう取りまとめてください。

（例①：活動型 500 円×6人以上加入・例②：24 時間型 3,500 円×1人以上加入）

掛金の
ご注意

①追加申込も同様の扱い（1追加ごと 3,000 円以上）になります。

②3,000 円未満の場合、「誤送金扱い」として銀行送金手数料を差引いての返金となります。

なお送金手数料を下回る返金の場合、切手での返金とさせていただきます。

変更3：払込手数料は申込クラブ側の負担となります

- 郵送・印刷・手数料等の相次ぐ値上げや消費税が増税されることから、保険制度維持のためゆうちょ銀行の払込手数料については、新傷害保険加入（2019.10月）分から申込クラブ側の負担とさせていただきます。なお、具体的な負担方法等は各クラブ・加入者でご相談ください。

（参考：下表のとおり、掛金総額・払込方法によって払込手数料が異なります）

通常払込み	2019.10月1日以降（消費税対応）	注：払込手数料は加入者ごとではありません。全員分（掛金総額）の1回送金にかかる手数料です。
5万円未満の場合	窓口 203 円・ATM152 円	
5万円以上の場合	窓口 417 円・ATM366 円	
【ご注意】従来の送金口座は閉鎖しますので「払込用紙（赤い伝票）」では送金できません。		

■掛金送金先口座

傷害保険：加入者名：全老連・傷害保険係

【ご注意】

口座記号番号：00110-5-880764

※現金送金の場合は受付できません。

（手数料本人負担のうえ返金扱いとなります）

■払込用紙：加入申込書に添付の払込用紙をお使いください。

「加入申込書」は必ず「2019年10月・2020年4月申込用」をご使用ください。

※なお「2020年10月」に加入される場合も上記の申込書に添付の払込用紙をお使いください。

※古い加入申込書類は使用できませんのですべて廃棄してください。不明の場合はお問合せください。

2. 新傷害保険のタイプ・掛金

活動型：2タイプ・24時間型：4タイプの全6タイプになります。

	24時間型				活動型		補償内容・補償額の詳細は更 新書類に同封されている保 険資料をご覧ください。
	日常生活のケガを補償（クラブ活動中・往復路上、活動 中以外は問いません）				クラブ活動中（往復途 上を含む）ケガの補償		
掛金	新 12,000 円	新 8,000 円	5,000 円	3,500 円	1,000 円	500 円	《左表の補足事項》
死亡保険金	○	○	○	○	○	○	・○印が補償内容となりま す。
後遺障害保険金※	○	○	○	○	○	○	・掛金および活動中、活動中 以外によって補償額は異な ります。
入院保険金	○	○	○	○	○	○	
通院保険金	○	○	○	○	○	○	
個人賠償責任補償	○	○	—	—	—	—	
地震・噴火・津波 危険補償	○	○	—	—	—	—	※後遺障害保険金は活動中 のケガのみが補償対象です。
熱中症危険補償	○	—	—	—	—	—	

このチラシは、老人クラブ傷害保険（老人クラブ団体傷害保険付帯傷害保険、総合生活保険（傷害補償））の概要についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ずパンフレット、「概要」、「重要事項説明書」等をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。



公益財団法人 全国老人クラブ連合会 保険係

〒100-8822 東京都千代田区霞が関3丁目6-14 ミクビル1階102号

受付時間 9:30から17:00まで（土、日、祝祭日、年末年始休）

加入申込書等、
資料請求先

専用FAX 03-3597-8767

お問い合わせ
ご相談先

03-3597-8770

ホームページ <http://www.senior-ltd.com/> 老人クラブ傷害保険 検索 メールアドレス hoken@senior-ltd.com

（取扱代理店）有限会社 シニアサービス社 TEL.03-3597-8768

（引受幹事保険会社）東京海上日動火災保険株式会社（担当課）医療・福祉法人部 法人第二課 TEL.03-3515-4144

別表 新保険加入月・保険の重複期間早見表

①新保険加入時期

現在ご加入の保険満期日はいつですか？		加入書類送付時期		新保険加入月	加入申込期間	
2020年	4月1日～6月1日に満期の方	2019年	11月中旬ごろ	2020年4月（推奨）	4月加入希望の場合	1月1日～3月15日まで申込み
	7月1日～9月1日に満期の方		12月中旬ごろ	もしくは10月加入	10月加入希望の場合	7月1日～9月15日まで申込み

②保険の重複期間早見表

補償期間 満期日		例：2020年4月加入の場合：補償期間：4/1～翌年4/1まで											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
満期日	2020年 4/1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	5/1	★○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6/1	★○	★○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	7/1	★○	★○	★○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	8/1	★○	★○	★○	★○	○	○	○	○	○	○	○	○
	9/1	★○	★○	★○	★○	★○	○	○	○	○	○	○	○

●新保険への加入に際して

一次ぎの手順でご検討くださいー

1. 現在加入の保険満期日を確認のうえ、別表「保険の加入時期」を参考にご検討ください。
2. 上記満期日より早見表で新旧保険の重複の有無・期間をご確認ください。
3. 申込期間を厳守のうえ、同封の「加入申込書」に必要な事項を記載し加入手続きしてください。
4. 現在複数月の加入がある場合は、新加入月をクラブ内でご相談のうえお手続きください。

●重複期間早見表の見方

1. 満期日をご確認のうえ、「重複期間早見表」で保険期間の重複をお調べください。
2. マークの意味：①○印：新保険の補償期間・②★○印：両方の保険で補償される期間
(上記②★○印の期間に事故があった場合は、現在加入の保険と新保険の両方から補償されます。)

【参考例】早見表：2020年6月1日満期の例⇒ ①2020年4月に繰上げ加入の場合⇒2ヶ月間ダブル補償（上記表★○印の補償）

②2020年10月に繰下げ加入の場合⇒6～9月（下表）は補償の空白が生じます。

6/1まで補償期間（旧保険）

6/1以降～9/30まで補償なし

10/1以降補償期間（新保険）